

# 吸収分割に関する事後開示書面

2026年4月1日

株式会社オカムラ

株式会社オカムラサポートアンドサービス

## 吸収分割に関する事後開示書面

2026年4月1日

東京都千代田区霞が関三丁目8番1号  
株式会社オカムラサポートアンドサービス  
代表取締役 杉山 健作

神奈川県横浜市西区北幸二丁目7番18号  
株式会社オカムラ  
代表取締役 中村 雅行

株式会社オカムラによる株式会社オカムラサポートアンドサービスの吸収分割に係る事後開示  
(会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に  
基づく事後備置書面)

株式会社オカムラ（以下「吸収分割承継会社」という）及び株式会社オカムラサポートアンドサービス（以下「吸収分割会社」という）は、2026年2月13日付吸収分割契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、吸収分割（以下「本分割」という）を行いました。よってここに本分割に係る事後開示をいたします。

なお、本分割は、吸収分割承継会社においては同法第796条第2項に定める簡易吸収分割、吸収分割会社においては同法第784条第1項に定める略式吸収分割となります。

### 記

1. 吸収分割が効力を生じた日  
2026年4月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
  - (1) 会社法第784条の2（吸収分割をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過  
吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であり、吸収分割承継会社以外の株主が存在しなかったため、該当する事項はありません。
  - (2) 会社法第785条（反対株主の買取請求）の規定による手続の経過

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であり、吸収分割承継会社以外の株主が存在しなかったため、該当する事項はありません。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

吸収分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当する事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

吸収分割会社は、2026 年 2 月 16 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2（吸収分割をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

吸収分割承継会社に対して、本分割をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の買取請求）の規定による手続の経過

本分割は、会社法第 796 条 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、同法第 797 条に規定する手続は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、2026 年 2 月 16 日付の官報及び同日付の日本経済新聞において、吸収分割承継会社の債権者に対し、本分割について異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、効力発生日をもって、吸収分割会社から、本吸収分割契約の定めに従い、対象事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

本合併の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

(1) 吸収分割会社は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

(2) 吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契

約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

- (3) 吸収分割会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第 7 条に基づき、労働者の理解と協力を得るよう努め、かつ、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条に基づき、労働者と協議を行いました。また、甲は、労働契約承継法第 2 条に基づき、労働者及び労働組合に対して本吸収分割に関する通知を行いました。異議の申出はありませんでした。

以上